

社会福祉法人夢の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢の会（以下「当法人」という）定款第九条および第二十三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が勤務時間中に下記の法人業務を行う場合は支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合
5,000円+源泉所得税
- (2) 監事が、監事監査に出席した場合
5,000円+源泉所得税
- (3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合
5,000円+源泉所得税

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が勤務時間中に下記の法人業務を行う場合は支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合
交通費実費
- (2) 監事が、監事監査に出席した場合
交通費実費
- (3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合
交通費実費

(改 廃)

第4条 本規程は、理事長が理事会の議決を経て、評議員会の承認を受け改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和2年7月1日から施行する。
3. この規程は、令和3年3月20日から施行する。